

中野フォーラム | 2020 SEPTEMBER | 中野公認会計士事務所

- P2・3 所長インタビュー
伝え継ぐ京都の伝統
～オール西陣で未来へ～
西陣織工業組合 理事長
株式会社西陣まいづる 代表取締役会長
舞鶴一雄氏
- P4 税務相談室
グループ通算制度の概要
- P5 キャッシュレス決済
- P6 Topics
助成金、補助金の課税
- P7 コロナ禍における役員給与の改定
文化街道
赤十字の父 アンリ・デュナン
- P8 一寸一言
少数株主ビジネス
ニュースを読む
スーパーコンピューター「富岳」

vol.
80

NAKANO FORUM

中野：産地西陣、和装文化への思いをお聞かせください。

舞鶴一雄氏（以下、舞鶴）：私は生まれも育ちも西陣ですので愛着のあるこの町が大好きですが、本当の意味で西陣を好きになったのは入社してからです。

【西陣織の技術は世界一】

まだ景気の良かった30年前、西陣織工業組合からの海外視察派遣で世界的な絹織物産地であるイタリアのコモに工場視察へ行ったことが、思いを大きく動かしたきっかけのひとつでした。

ヨーロッパの名だたるハイブランドを手掛ける工場での当たりにした染色技術はとても素晴らしいものでした。しかし織物技術はその逆で、西陣の技術はこんなにもすごいのかと実感しました。

その時、常々祖父が言っていた「西陣一は世界一になるんや！」との言葉にも得心が行き、西陣織を守り続けていかなければないと強く思いました。当時まだ幼かった息子達に家業を継がせようと思った瞬間でもありました。

【日本人のアイデンティティを守る】

もうひとつのきっかけは、海外で感じた日本文化への意識です。

かつて海外の式典にタキシードで参加した時、「なぜ着物を着ないのか」「なぜ自国の文化を大切にしないのか」と多くの外国人から訊かれました。その後、別の機会に羽織・袴で参加すると、写真撮影を頼まれるほど多くの外国人の注目的でした。

着物という日本の民族衣装であり誇るべき伝統文化の素晴らしさを肌身で感じると同時に、知らず知らずのうちに自国文化を軽視していたのかもしれないと思付かされました。

便利さや豊かさに押し流されつつある日本人のアイデンティティを復活させ、大切に守っていくことも和装文化に携わる我々の役目であると認識しています。

【伝統文化だけでなく心を伝え継ぐもの】

私たちはものづくりを通して色柄などの芸術的な意匠だけでなくこだわりも伝えていますが、日本人の心をカタチで伝えていくことも大切だと思うのです。というのも、着物は人生の節目に着ることが多いものです。七五三に成人式、結婚式、お宮参りなど、着物を身に着けたその方の人生のその時に込められた思いがあります。

母から娘へ、孫へ、嫁いでくるお嫁さんへ…モノだけでなく思いや心も一緒に代々伝え継ぐサポートをしたいと思っています。

中野：今年4月に西陣織工業組合の理事長にご就任されました。技術の担い手の減少など、ものづくりが直面する課題は多いかと思います。今後のビジョンなどをお聞かせください。



Kazuo Maizuru

舞鶴一雄

西陣織工業組合 理事長
株式会社西陣まいづる 代表取締役会長

伝え継ぐ京都の伝統

舞鶴：渡邊前理事長からバトンを引継ぎ、副理事長の1人は40代と世代交代が進んだ中で新体制がスタートしましたが、新型コロナウイルスの感染拡大は想定外でした。何よりもまず、組合員の皆様の存続を優先に國や行政、現場との協議を進めると同時に、産業そのものを維持・継続し未来に繋ぐための生産体制を整えることが課題です。

【伝統産業ゆえの課題】

第一にソフト・ハードの両面からの「生産基盤の再構築」です。西陣特有の分業体制において後継者育成は何より重要な問題です。西陣の帯は1人の職人が欠けるだけで作ることができないものも出てきます。職人を目指す若者も多いのですが、生活が厳しいという現実もあります。

また、生産設備の問題も同様に重要で、職人の減少により織機や部品は枯渇危機に直面しています。部品がたった1つ欠けるだけで廃業を余儀なくされる職人さんも出てきますし、メンテナンスにも大きな影響が出てきます。これは西陣に限った問題ではないため、全国の産地とも情報交換を積極的に行ってています。

第二に「ニーズにあったものづくり」です。生産基盤が整ってもモノが売れることには始まりません。売る側がまったく努力をしてこなかったわけではありませんが、組合の重要な課題のひとつとして個々の思いを集め・共有し議論することはほとんどありませんでした。

既存の販売先は大切にしながら、新たなニーズの開拓を組合が先導して模索していかないといけないと思っています。

【気持ちをひとつにまとめて、組合員に享受できる組合】

かつての西陣は銀行が軒を連ね、町並みからも景気の良さがうかがえました。業界最盛期の昭和の時代は、組合自体の規模も大きくなり過ぎて今思えば業界全体が麻痺している時期でもあったかもしれません。

Interview 所長インタビュー

中野 雄介

中野公認会計士事務所 所長
公認会計士

～オール西陣で未来へ～



Yusuke Nakano

バブルが崩壊し和装需要が低迷していくなか、このままでいいないと問題意識を持ちながらも総論賛成・各論反対、なかなか前へ進まない状況が続いていました。自分たちだけではどうにも出来ないという思いもあったと思います。

ひとりでは限界があることも連携することで1+1は3にも4にもなる。点が線に、面になれば行政や国とも議論を交わすことができるでしょう。それこそが、組合の本来の機能、あり方ではないでしょうか。皆で問題意識を共有し手を組んで前へ進むその旗振り役が組合であり、加入してよかったと思っていただける魅力ある組合こそ、産業として残っていく大きなポイントだと思います。

また、かつてのように組合員が一堂に会して未来への思いやビジョンを発表する機会をつくりモチベーションアップにも繋げたいと思います。



中野：西陣ブランドの国内外への発信について、お聞かせください。

舞鶴：西陣には差別化できる技術がまだ埋もれており、高いポテンシャルを活かしきれていないのが実情です。

伝統技術を守るだけでなくこだわりを進化させることも必要です。今治（タオル）、鰐江（めがね）など、地場産業のブランディング成功例は多くあり、若手を中心に他の伝統産業とのコラボレーションやブランディングの勉強会などを積極的に行っていきたいと思います。

国内外へ広く発信するためには、行政によるスタートアップ支援やデザイナーやプロデューサーを招聘するなど外部と協働を図る必要があります。

中野：京都、そして西陣の振興についてお聞かせください。

舞鶴：2022年、西陣は呼称555年を迎えます。

世界に誇れる日本文化の集積地である京都は、西陣織を含め茶道、華道などあらゆる伝統文化が凝縮し互いに関わり合い発展してきました。

西陣という町を活性化させたいという思いは皆同じです。関連する多くの方々をフォロー・サポートしながら、今まで以上にコミュニケーションをとり、他産業、関連組合、地域が一丸となり、行政をも巻き込んで“オール西陣”で西陣の振興に尽力していきたいと思っています。

組合でも555年に向け「Road to the 西陣 555」と称し、今迄やっていなかったいろいろなことにチャレンジしていきます。今年7月初旬に開催した西陣織会館での西陣ファクトリーアウトレットは大盛況のうちに終え消費者の皆様にも大変喜んでいただけましたし、組合の皆様にも元気を与えられたように思います。

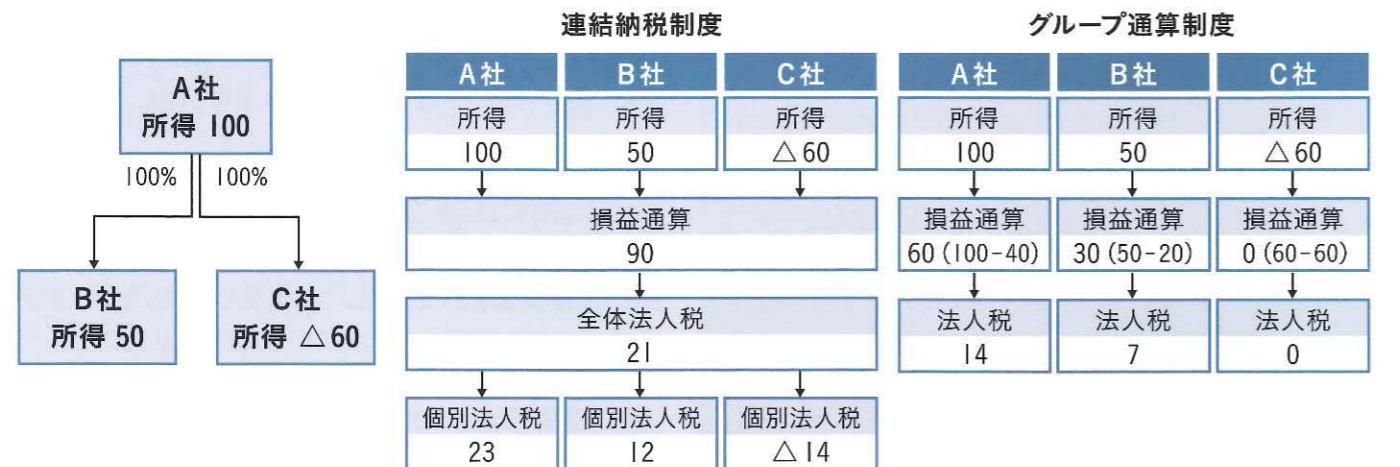
需要低迷にコロナ禍、こんな時だからこそ、メーカー・流通・小売が一体となってピンチをチャンスにかえていかなければなりません。

暗い中にも一点の灯りである目標があれば前向きに進めます。そうやって組合員を鼓舞するのもまた、組合の使命かと思います。

中野：お忙しいなか、貴重なお話をありがとうございました。



グループ通算制度は、100% 親子関係の法人グループを1つの法人として課税する仕組みです。平成14年に導入された連結納税制度の事務負担軽減のために創設された制度と言われています。下図のとおり、連結納税制度では、連結法人グループ各社の所得を合算して、グループ全体の法人税を計算したのちに各法人へ法人税を配分します。グループ通算制度では、法人グループの欠損金額を各社の所得金額に配分して各法人が法人税を計算します。



次の法人は、グループ通算制度の改正により、それぞれの選択ができます。

① 100%子会社等がある法人で単体納税制度を適用している法人

- 新たに連結納税制度を適用し、グループ通算制度へ移行
- 新たにグループ通算制度を適用

② 連結納税制度を適用している法人

- 連結納税制度からグループ通算制度へ移行
- 連結納税制度を取りやめ、単体納税制度へ移行

グループ通算制度と連結納税制の主な特徴

	グループ通算制度	連結納税制度
グループ内損益通算	可能（地方税は不可）	同左
中小法人特例	グループ内に大法人がある場合、すべての法人が中小法人特例適用不可	連結親法人が大法人の場合、連結子法人も中小法人特例適用不可
適用開始前の親法人の欠損金	親法人の所得限度で使用可能	連結納税グループ全体で使用可能
適用開始前又は加入前の子法人の欠損金	切り捨てられる子法人の適用範囲が縮小	一定要件に該当しない場合、切り捨て
欠損金等に関する措置等	一定期間の支配関係又は共同事業性により制限あり	開始後又は加入後に生じた欠損金はグループ全体で使用可能
中小法人の軽減税率	各法人単位で適用可能	親法人のみで適用可能
寄付金の損金不算入	各法人単位で限度額計算	グループ全体で限度額計算

この制度のポイントは、欠損金の利用可否になります。現在、法人グループの各社で保有している繰越欠損金の状況と、今後想定される損益状況などを踏まえて、グループ通算制度を検討してはいかがでしょうか。

税理士 足立 祥吾

キャッシュレス決済



1. キャッシュレス化に出遅れた日本

交通系ICカード、バーコード決済、仮想通貨の登場など、現金に依らない決済技術が次々と登場しています。昨年の消費増税に伴い行われたポイント還元キャンペーンを皮切りに、マイナンバーカードの普及と併せてマイナポイント事業が始まるなど、日本もキャッシュレス化を進めようとしています。最近では新型コロナウイルス感染症の流行により非接触をキーワードにキャッシュレス化する動きもありますが、世界的に見ると、先進国の中では日本は「キャッシュレス後進国」であり、現金のみしか扱っていない店舗が依然多く存在するなど、まだまだ普及していないのが現状です。

	普及率	キャッシュレス化進展の施策
韓国	96.4 %	非現金決済利用時の消費者向け税還付制度の拡充、小規模加盟店向け加盟店手数料の規制
イギリス	68.7 %	ロンドン五輪（2012）を契機としたデビットカード普及
中国	60 %（推定）	北京五輪（2008）を契機とした銀聯カードの普及促進、加盟店手数料等規制
スウェーデン	51.5 %	政府による脱現金社会に向けた法的な手当て（ex. 店頭で現金決済お断り等）
アメリカ	46.0 %	VISA・MasterCard 等によるカード決済普及を促進、非金融事業者による決済サービス普及
フランス	40.0 %	現金支払い上限（1,000ユーロ）の設定、インターチェンジフィー規制の導入
日本	19.8 %	電子マネーの利用が拡大しているものの、引き続き現金志向が強い

*キャッシュレス比率は、（カード決済 + E-money 決済）/ 家計最終消費支出により算出（US\$ ベースで算出）

（出典：株式会社野村総合研究所「キャッシュレス化推進に向けた国内外の現状認識（2016）」）

2. 現金至上主義

キャッシュレスが定着している国の利用者には、「現金よりも楽」という心理があります。安心できて、楽で、さらにお得だから当たり前に使われています。キャッシュレスの定着には、この「①安心、②楽、③お得」という3要素が必須ですが、日本ではこれが揃っていないため定着してこなかったのではないかでしょうか。

「安心」については、現金に対する信頼が厚いことが定着への阻害要因となっています。日銀のレポートによれば、日本は治安がよく盗難リスクが低いことから保有によるリスクが小さい、偽造紙幣が少なく信頼性が高い、法定通貨であり万人が共通の価値を認識できるため、他国に比べ現金に対する信頼が厚くなっています。一方、電子マネーについてはシステム障害などによる資金の消失などが度々報道され、現金と比較し安心できないものとなってしまっています。

「楽」については、店舗で使える決済手段が異なるなど、普及段階であるため仕方がないことではあります、煩雑さが勝っています。

「お得」については、冒頭に挙げた各種キャンペーンが実施されていますが、「安心」「楽」の2要素が担保されていない現状では、一時的に利用者は増えるものの定着するには至らない結果となっています。

3. 今後の見通し

前述した2つの要素に対する課題は次第に解消していくことでしょう。

一つ目の「安心」については、他国と比較し日本の治安は数段安全ですが、それでもコンビニ強盗などの犯罪は少なからず発生していますし、新型コロナウイルスの流行により感染症対策の観点からその危険性が指摘されています。一方、情報技術の発展によりシステムの安定・安全性がますます向上していくことを考えれば、現金主義が崩れていくのも時間の問題でしょう。

二つ目の「楽」については、少子化による働き手の減少により、現金の受け渡しや管理に割く人員を確保できなくなり、キャッシュレス化に舵を切る事業者が増加していくことが予想されます。さらに、官民一体となりキャッシュレス化を推進していくことで、利用者の利便性は向上していくでしょう。

キャッシュレス決済は導入時、3%前後の手数料などのコストが発生しますが、レジ作業の簡略化による人件費の削減や、おつりの渡し誤りによる現金事故を予防することができます。また、普及段階においてはポイント還元キャンペーンなどによる集客効果も見込めるでしょう。急速に押し寄せるキャッシュレス化の時代に取り残されないようにしたいものです。

公認会計士 新地 祐紀

Topics

助成金、補助金の課税

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、通常の営業活動が出来なくなった企業や個人の生活を補助するため、国、地方公共団体などが助成金、補助金（以下「助成金等」）の支給を多く行っています。今回これら助成金等の課税・非課税の取扱いや法人税法上、益金（収入）となるタイミングについて整理してみました。

1. 課税・非課税となる助成金等

課税・非課税となる主な助成金等は、下表の通りです。なお、法人が受け取る助成金等についてはすべて課税になります。

課 税	非 課 税
・持続化給付金	・特別定額給付金
・家賃支援給付金	・子育て世帯への臨時特別給付金
・雇用調整助成金	・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金、給付金
・小学校休業等対応助成金・支援金	・学生支援緊急給付金
・文化芸術、スポーツ活動の継続支援金	・低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金
・東京都感染拡大防止協力金 など	・新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金 など

2. 法人税法上、益金となるタイミング

法人に対する助成金等はすべて課税の対象となると述べましたが、収入として計上すべきタイミングはいつになるのでしょうか？

(1) 通常の助成金等

助成金等の流れは通常以下の通りです。

申請 → 申請先の機関で審査 → 支払決定通知書の受取 → 入金 → 結果報告等

法人税法上は、助成金等の受取金額が確定する支払決定通知書を受け取ったタイミングで収入を計上する必要があります。

(2) 雇用調整助成金

雇用調整助成金は(1)の取扱いとは異なります。

雇用調整助成金は、助成金が給付されることを前提として、法人が休業手当などを従業員に支給し休業等をさせた場合に助成されます。

そのため、その給付の原因となった休業、就業、職業訓練等の事実があった日の属する事業年度終了の日において、その交付を受けるべき金額が具体的に確定していない場合であっても、その金額を見積り、収入を計上する必要があります。

3. まとめ

助成金等は入金ベースで計上している会社が多いと思います。しかしながら、事業年度終了の日までに支払決定通知書が届いている場合や雇用調整助成金で休業等の事実が起こっている場合には未収計上が必要になります。特に雇用調整助成金を申請している企業は注意が必要です。

また、今回の場合、雇用調整助成金の給付上限が途中で引き上げられたことによって、差額分が未入金になっているケースもありますのでより注意が必要です。



税理士 池田 拓史

コロナ禍における役員給与の改定

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」）の影響により役員給与の減額を実施した企業も少なくありません。緊急事態宣言が解除され、売上等が回復した企業では減額した役員給与を元に戻すという動きがあります。このため、役員給与の改定について確認したいと思います。

1. 原則

損金に算入する役員給与の改定は期首から3月以内の改定、臨時改定事由又は業績悪化事由に該当する場合に限ります。これら以外の改定については、その改定した差額は損金不算入になります。

2. 業績が悪化した場合に行う役員給与の減額改定

新型コロナの影響により、売上や経常利益などの数値的指標が著しく悪化した場合に行う役員給与の減額は業績悪化改定事由に該当します。

現状の経営状況が著しく悪化していない場合であっても、今後、著しく悪化すると見込まれる時は業績悪化改定事由に該当します。

3. 売上等の回復に伴い役員給与を元に戻す場合

減額改定した役員給与を元に戻す場合、特例は認められていません。そのため、期中に改定する時は、臨時改定事由に該当する必要があります。臨時改定事由とは役員の職制上の地位の変更、職務内容の重大な変更をいい、単に売上等が回復しただけでは臨時改定事由に該当しません。

4. 定時株主総会の延期による改定

役員給与の改定は原則、期首から3月以内に行う必要がありますが、新型コロナの影響により定時株主総会の延期を余儀なくされ、法人税確定申告書の提出期限延長の適用を受けた場合には、3月経過後でも「特別の事情」に該当し、その改定は認められます。

税理士 下山 瑞生



日本赤十字社の公式マスコットキャラクター
「ハートラちゃん」

コロナ禍の中、奮闘する医療従事者の方の姿をニュースで見る度、思い出す場面がある。小学校の国語の教科書に載つてた「ソルフェリーノの思い出」である。アンリ・デュナン著のこの物語には、戦争の悲惨さと、傷ついた兵士を敵味方の区別なく救護にあたるデュナンの姿が描かれていた。アンリ・デュナンは1828年ジュネーブに生まれた実業家である。1859年イタリア統一戦争の激戦地ソルフェリノで悲惨な有様を目撃した際に、負傷者の救護活動に当たった経験から

(1) 戰場の負傷者と病人は敵味方の区別なく救護すること
(2) そのための救護団体を平時から各国に組織すること
(3) この目的のために国際的な条約を締結しておくことの3つの必要性を訴え、1863年赤十字国際委員会の前身である5人委員会を発足させた。その後、国際赤十字運動の基礎を築き、ジュネーブ条約を創設した功績を称えられ初のノーベル平和賞を受賞している。

赤十字設立から150年余り、社会は変化しても、赤十字の「いかなる状況下でも人の命と健康、尊厳を守る」という使命は受け継がれている。コロナ禍の今、日本赤十字社は感染拡大防止の一助として動画「ウイルスの次にやってくるもの」を公開している。病気が不安を呼び、不安が差別を生み、差別が更なる病気の拡散に繋がると警鐘を鳴らし、対処法を紹介している。是非ご覧いただきたい。

野原 恵



赤十字の父
アンリ・デュナン

一寸一言

少數株主ビジネス

少し前までは金利過払金訴訟やB型肝炎訴訟といった訴訟ビジネスが流行していましたが、最近は少數株主ビジネスとも言うべき事件が増加しています。これは近年良好な業績を上げている会社で、剰余金も厚くあるのに、株主配当は行っていない会社を訴訟のターゲットにするものです。経営に関与していない少數株主が保有する株式は通常（旧）額面程度の価値ですが、会社への買取請求を通じて一獲千金を狙う訴訟が一部で組織的に提起されています。

一般に中小企業における少數株主の株価は配当還元法で算定されます。税務上の評価では例え無配であっても少額の配当を抑制して

物言わぬ株主も唆されば物言う時代になりました。転ばぬ先の杖、少數株主の危険性を今一度ご認識ください。（則天去私）

計算しますが、取引の時価を争う裁判では無配の場合は配当還元法が適用されない判例もあります。配当還元法でなければ時価純資産法もしくは将来見込利益から株価を算定するDCF法が適用されますが、近年は金利が極めて低いため、多額の利益を上げている会社でDCF法の割引計算を機械的に行なうと、凄まじい株価が計算されてしまいます。これを阻止するには、①少額の配当を継続的に実施すること、②株式の買取人指定では別の少數株主を選ぶことが有効です。

計算しますが、取引の時価を争う裁判では無配の場合は配当還元法が適用されない判例もあります。配当還元法でなければ時価純資産法もしくは将来見込利益から株価を算定するDCF法が適用されますが、近年は金利が極めて低いため、多額の利益を上げている会社でDCF法の割引計算を機械的に行なうと、凄まじい株価が計算されてしまいます。これを阻止するには、①少額の配当を継続的に実施すること、②株式の買取人指定では別の少數株主を選ぶことが有効です。

計算しますが、取引の時価を争う裁判では無配の場合は配当還元法が適用されない判例もあります。配当還元法でなければ時価純資産法もしくは将来見込利益から株価を算定するDCF法が適用されますが、近年は金利が極めて低いため、多額の利益を上げている会社でDCF法の割引計算を機械的に行なうと、凄まじい株価が計算されてしまいます。これを阻止するには、①少額の配当を継続的に実施すること、②株式の買取人指定では別の少數株主を選ぶことが有効です。

表紙写真
「錦鯉－招福－」
災禍の終息と安寧な社会を願って

スーパーコンピューター「富岳」

新型コロナウイルスにより世の中は混乱している状況が続いています。

その最中、理化学研究所と富士通が共同開発したスーパーコンピューター「富岳」が性能を競う世界ランキングで1位を獲得しました。富岳は従来のスーパーコンピューターである「京」の最大100倍の計算処理能力を持つとされており、通常1年かかるものを10日で処理するスピードを持っています。実例では2,000種類超ある膨大な種類の薬の中から新型コロナウイルスに効果があるであろう薬を僅か10日間で30種類程弾き出しています。

また、CPUやOSを広く普及しているものをベースに開発されており、多くのソフトが手間をかけることなく使えるようになっていることも特徴です。すでに新型コロナウイルスの研究で飛沫がどのように飛散するか富岳でシミュレーションされており、こちらも新型コロナウイルス感染症の拡大防止に一役買います。

その他、従来よりも精密なシミュレーションはもちろん、新薬の開発や災害対策、より正確な天気予報、自動車の開発等、私たちの生活の身近なところでも活躍してくれることが期待されています。

新型コロナウイルスで大打撃を受けてしまった経済の回復手段や今後の政策方針についても、富岳のシミュレーションに期待したいところです。

2021年には本格稼働が予定されていますので、富岳によりアップデートされていく新しい生活、未来が待ち遠しく思います。

公認会計士 市田 知史



中野公認会計士事務所
NAKANO C.P.A.OFFICE

発行所 中野公認会計士事務所

〒602-0054 京都市上京区今出川通小川西入
TEL.075-431-4361(代) FAX.075-431-4365
<http://www.nakano-cpa.com/>

発行人 中野 雄介